

議 長 事務局担当者より農地法第3条許可の流れ、許可の要件など
について概要説明をいたさせます。

事 務 局 (農地法第3条許可の流れ、許可の要件について詳細を説
明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。譲受人の担当である委員からご確認いただ
いた内容の報告をお願いいたします。

大 塚 委 員 (譲受人の耕作状況等報告)

議 長 議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにし
ます。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛
成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに
決めます。

続いて日程第3、議案第6号「非農地証明について」別紙によ
り上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせ
ます。

事務局課長 (1件の証明願いについて概要を説明)

議 長 事務局担当者より非農地証明の流れ、証明することの要件な
どについて概要説明をいたさせます。

事 務 局 (非農地証明について概要説明)

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開します。ご確認いただいた委員の中から代表して、北島
委員から報告をお願いします。

北 島 委 員 (申請者、土地の現況等について説明)

議 長 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

大 塚 委 員 非農地化の対象になる傾斜地の角度など、どのような理由で
非農地化の対象になるのかを判断できるチェックリストがあれば
良いのではないのでしょうか。

事 務 局 今後、非農地化の要件や基準を検討させていただきます。市

としても非農地化を簡単に出来るように進めるわけではなく、例えば接道が無く土地利用が想定されないところを非農地化するなど、慎重に判断したいと考えています。

山下委員長 非農地化することで、どれくらい税金は安くなりますか。
現況課税のため、大きくは変わらないと考えています。

他に質問はございますか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。

本議案のとおり、農地法第2条第1項の農地または採草放牧地に該当しない、非農地として証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

続いて日程第4、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

事務局担当より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。議案の説明は終わりました。借人担当委員であり、農地担当委員でもあります佐藤博夫委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

佐藤博夫委員 (借人の耕作状況等報告)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり、農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長 挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画を決定することに決めます。

続いて日程第5、議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいただきます。

事務局課長 (1件の申請者、貸借権の設定の要件等について説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開します。議案の説明は終わりました。地区担当委員であります神蔵委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

神蔵委員 (借人の耕作状況等報告)

議 長 ありがとうございます。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

土方委員 本日午前中に第1回生産緑地対策委員会の開催をいたしまして、この案件につきまして質疑応答をさせていただきました。委員の皆さま全員一致で、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議 長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いただきます。

事務局課長 専決事項(農地法4条8件、5条17件、納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件)

報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について1件)

議

長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。